

厚生労働省補足説明資料

- 資料 1－1 試算②の層別拡大乗数について
- 資料 1－2 第 1 回部会（10 月 12 日）における各委員からのご意見を踏まえ再試算した結果について
- 世帯構造－世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、有業率
 - 世帯主の年齢階級別世帯数の構成割合の差
 - 1 世帯当たり平均所得金額・平均世帯人員・平均有業人員・有業率
- 資料 1－3 国民生活基礎調査における推計方法の見直しに関する検討状況について
- 資料 1－4 相対的貧困率等に関する調査分析結果について（概要）
- 資料 1－5 永瀬委員からの御意見（国民生活基礎調査関係）に対する回答について

試算②の層別拡大乗数について

世帯構造の「ひとり親と未婚の子の世帯」のうち、「母子世帯」は約4分の1含まれる。(図1)

試算②の平成22年国勢調査ベース世帯数による補正を行うに当たっては、表1の層別拡大乗数を適用しており、「母子世帯」も「ひとり親と未婚の子の世帯」と同じ拡大乗数が適用される。

なお、現行方式による拡大乗数については、都道府県・指定都市別に単一のものをすべての世帯に適用している。

図1 世帯構造「ひとり親と未婚の子のみの世帯」における世帯類型の内訳

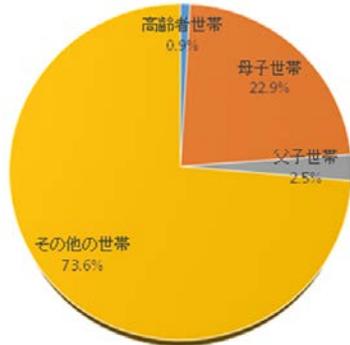


表1 試算②で適用した層別拡大乗数（A県の場合）

		世帯構造						
		単独(男)	単独(女)	夫婦のみ	夫婦と未婚の子	ひとり親と未婚の子	三世帯	その他
世帯主年齢階級	19歳未満	864.9	771.2	0	0	0	0	0
	19～24歳	1,073.2	923.9	400.3	734.5	1,010.8	0	332.1
	25～29歳	822.1	616.6	569.7	581.5	866.5	460.8	575.9
	30～34歳	489.9	1077.3	434.1	682.9	912.8	499.8	0
	35～39歳	1030.3	528.6	363.8	546.1	695.7	827.9	422.2
	40～44歳	728.0	709.8	599.0	520.8	900.1	372.0	194.9
	45～49歳	828.2	590.5	300.4	562.1	852.8	443.1	155.1
	50～54歳	691.5	674.8	567.9	476.3	744.7	563.8	401.3
	55～59歳	760.3	768.1	456.5	545.0	954.7	603.8	341.7
	60～64歳	479.0	516.7	524.4	466.2	968.4	460.3	377.6
	65～69歳	476.5	514.8	442.9	437.3	474.5	529.5	286.3
	70～74歳	504.1	534.0	467.4	450.7	727.5	692.7	237.0
	75～79歳	468.4	436.8	456.8	691.5	896.1	529.4	223.3
	80歳以上	456.2	496.6	456.0	500.7	957.2	1037.7	231.1
不詳	661.6	565.4	463.1	530.7	808.7	537.0	305.9	

現行方式による
A県の拡大乗数

520.7

世帯構造の「ひとり親と未婚の子のみの世帯」は、現行の推計結果では国勢調査との乖離が大きいことから、試算②では、国勢調査にあわせるため、現行方式よりも相対的に大きな拡大乗数が適用される。

一方、世帯類型の「母子世帯」は現行の推計結果と国勢調査とでそれほど乖離は大きくないが、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」と同じ拡大乗数が適用されることから、表2のとおり試算②においては、「母子世帯」が過大な推計となっているものと考えられる。

表2 「ひとり親と未婚の子のみの世帯」及び「母子世帯」の試算②結果

推計数(単位:千世帯)

	総数	世帯構造	
		ひとり親と未婚の子のみの世帯	
		世帯類型	
		母子世帯	
現行	48,638	3,180	708
国勢調査	51,842	4,523	756
試算②	51,448	4,557	1,028

←「母子世帯」は「ひとり親と未婚の子のみの世帯」と同一の拡大乗数を適用

第1回部会(10月12日)における
各委員からのご意見を踏まえ
再試算した結果について

世帯構造—世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、有業率

○ 試算②追加では、母子世帯では国勢調査結果との乖離が縮小する一方、父子世帯では国勢調査結果の半数程度となり、過小推計となっている。

世帯構造—世帯類型別世帯数・平均世帯人員・平均有業人員・有業率（平成22年国民生活基礎調査及び平成22年国勢調査）

	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員 (人)	平均有業人員 (人)	有業率 (%)
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯			
		推計数(単位:千世帯)						推計数(単位:千世帯)						
22現行	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59	1.27	57.0
試算①	49 234	13 109	11 064	14 632	3 216	3 852	3 361	10 481	713	76	37 965	2.55	1.26	56.9
試算②	51 448	16 136	10 360	14 554	4 557	3 710	2 131	9 477	1 028	112	40 830	2.44	1.23	58.5
試算②追加	51 487	16 184	10 382	14 581	4 489	3 715	2 136	9 490	739	53	41 204	2.44	1.24	58.5
試算③	50 341	14 924	10 451	14 328	3 419	3 832	3 386	10 053	836	88	39 363	2.50	1.25	57.6
22国調	51 842	16 785	10 244	14 440	4 523	3 658	2 193	9 415	756	89	41 582	2.42	1.15	55.1
		構成割合(単位:%)						構成割合(単位:%)						
22現行	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・	・	・
試算①	100.0	26.6	22.5	29.7	6.5	7.8	6.8	21.3	1.4	0.2	77.1	・	・	・
試算②	100.0	31.4	20.1	28.3	8.9	7.2	4.1	18.4	2.0	0.2	79.4	・	・	・
試算②追加	100.0	31.4	20.2	28.3	8.7	7.2	4.1	18.4	1.4	0.1	80.0	・	・	・
試算③	100.0	29.6	20.8	28.5	6.8	7.6	6.7	20.0	1.7	0.2	78.2	・	・	・
22国調	100.0	32.4	19.8	27.9	8.7	7.1	4.2	18.2	1.5	0.2	80.2	・	・	・

試算①：地区別回答世帯数による補正を行った試算

試算②：H22国勢調査ベース世帯数による補正を行った試算

試算②追加：試算②の「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をさらに「母子世帯」「父子世帯」「その他の世帯」の層に分割して補正を行った試算

試算③：所得票有効回答率による補正を行った試算

22国調：平成22年国勢調査(一般世帯)

注：1) 国民生活基礎調査の平均有業人員は、「仕事あり」の者を全世帯数で除したものである。

2) 国民生活基礎調査の有業率は、15歳以上の「仕事あり」の者を15歳以上の世帯人員で除したものである。

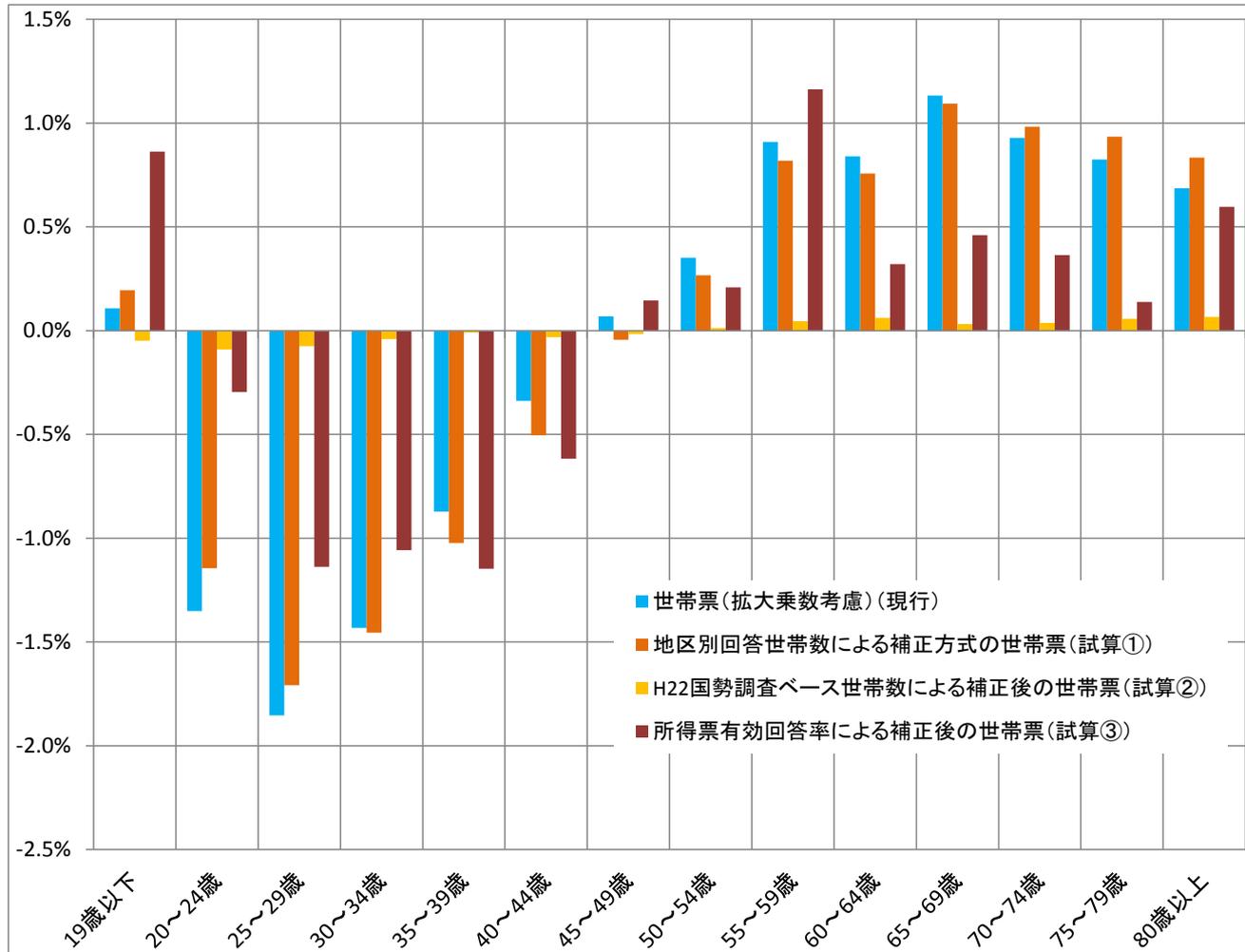
3) 平成22年国勢調査は一般世帯における数値である。

- ・ 平均世帯人員は、人口を世帯数で除したもの
- ・ 平均有業人員は、就業者数を世帯数で除したもの
- ・ 有業率は、15歳以上の就業者数を15歳以上の人口で除したもの

世帯主の年齢階級別世帯数の構成割合の差

- 試算②は国勢調査との乖離はほとんどない。
- 試算②以外は、20歳から44歳までは低く、50歳以上は高くなっている。

世帯主の年齢階級別世帯数の構成割合の差(平成22年国民生活基礎調査各推計値－平成22年国勢調査)



世帯主の年齢階級別世帯数及び構成割合

世帯主の年齢階級別世帯数及び構成割合（平成22年国民生活基礎調査及び平成22年国勢調査）

	総数	19歳以下	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80歳以上	不詳
推計数（単位：千世帯）																
22現行	48 638	424	1 069	1 603	2 526	3 692	3 799	3 883	3 951	4 898	5 785	5 051	4 321	3 666	3 924	45
試算①	49 234	472	1 184	1 694	2 545	3 663	3 764	3 875	3 957	4 913	5 815	5 093	4 400	3 765	4 044	50
試算②	51 448	368	1 779	2 611	3 387	4 349	4 176	4 064	4 005	4 737	5 720	4 777	4 112	3 483	3 832	50
試算③	50 341	818	1 636	2 018	2 801	3 681	3 790	4 055	4 015	5 194	5 723	4 887	4 186	3 448	4 014	75
22国調	51 842	390	1 812	2 629	3 382	4 322	4 161	4 042	3 969	4 679	5 646	4 725	4 063	3 429	3 769	826
構成割合（単位：％）																
22現行	100.0	0.9	2.2	3.3	5.2	7.6	7.8	8.0	8.1	10.1	11.9	10.4	8.9	7.5	8.1	0.1
試算①	100.0	1.0	2.4	3.4	5.2	7.4	7.6	7.9	8.0	10.0	11.8	10.3	8.9	7.6	8.2	0.1
試算②	100.0	0.7	3.5	5.1	6.6	8.5	8.1	7.9	7.8	9.2	11.1	9.3	8.0	6.8	7.4	0.1
試算③	100.0	1.6	3.2	4.0	5.6	7.3	7.5	8.1	8.0	10.3	11.4	9.7	8.3	6.8	8.0	0.1
22国調	100.0	0.8	3.5	5.1	6.5	8.3	8.0	7.8	7.7	9.0	10.9	9.1	7.8	6.6	7.3	1.6

試算①：地区別回答世帯数による補正を行った試算

試算②：H22国勢調査ベース世帯数による補正を行った試算

試算③：所得票有効回答率による補正を行った試算

22国調：平成22年国勢調査（一般世帯）

1世帯当たり平均所得金額・平均世帯人員・平均有業人員・有業率

- 平均世帯人員及び平均有業人員は、いずれの試算でも現行方式より低くなっている。
- 有業率は、試算②及び試算③が現行方式より高い。

一世帯当たり平均所得金額・平均世帯人員・平均有業人員・有業率

	補正方法別					
	平成22年現行方式	単位区分別回答 世帯数による補正 (試算①)	H22国勢調査 による補正 (試算②)	所得票有効回答 率による補正 (試算③)	平成22年国勢調査	平成22年5月 労働力調査
一世帯当たり 平均所得金額 (万円)	549.6	544.1	528.5	527.9	.	.
平均世帯人員 (人)	2.65	2.56	2.48	2.50	2.42	2.44
平均有業人員 (人)	1.29	1.25	1.26	1.25	1.15	1.19
有業率 (%)	56.3	56.4	58.8	57.3	55.1	57.0

注:1) 国民生活基礎調査の平均有業人員は、「仕事あり」の者を、全世帯数で除したものである。

2) 国民生活基礎調査の有業率は、15歳以上の「仕事あり」の者を、15歳以上の世帯人員で除したものである。

3) 平成22年国勢調査は一般世帯における数値である。

- ・ 平均世帯人員は、人口を世帯数で除したもの
- ・ 平均有業人員は、就業者数を世帯数で除したもの
- ・ 有業率は、15歳以上の就業者数を15歳以上の人口で除したもの

国民生活基礎調査における
推計方法の見直しに関する
検討状況について

国民生活基礎調査における無回答データ等の影響を考慮した調査設計に関する研究 報告（平成15年度厚生統計協会委託研究事業：主任研究者 新田功）

（1）性・年齢階級別推計日本人人口による推計方法

性・年齢階級別の推計人口等との乖離を少なくするため「性・年齢階級別推計日本人人口による推計方法」を試みた。

国民生活基礎調査では、世帯員で表章する場合と、世帯数で表章する場合とがあり、それぞれの表章単位によって、ウエイトが異なる。

- 世帯員のもつウエイト：
（性・年齢階級別推計日本人人口）／（性・年齢階級別世帯人員数）
- 世帯のもつウエイト：
（世帯員のもつウエイトの総和）／（世帯の実世帯員数）

ア 推計結果による国勢調査結果との比較

平成12年のデータで、国勢調査の1人世帯、2人以上世帯の世帯主の年齢階級別世帯数を比較してみると、特に1人世帯の乖離が大きく、20歳代で77万2千世帯、30歳代で58万1千世帯、40歳代で30万2千世帯も国民生活基礎調査が少なくなっており、年齢階級別による推計においても単身世帯の乖離は解消されない。

イ 問題点

世帯員ごとに異なるウエイトを持つため、世帯数の集計を行う際のウエイトをどうするかが問題（推計では、世帯員のウエイトの平均により世帯数を算出）。また、世帯員の集計では夫・妻の組合せなどのクロス表を作成できない。

国民生活基礎調査では、主として世帯の状況を見るため、以上の問題点を考慮した場合、現行の推計方法が妥当。

平成12年国民生活基礎調査の年齢階級別推計数と国勢調査の世帯主の
年齢階級別世帯数の比較

（単位：千世帯）

	2人以上世帯			1人世帯		
	国勢調査 A	国民生活 基礎調査 B	A-B	国勢調査 C	国民生活 基礎調査 D	C-D
19歳以下	18	8	10	491	607	-116
20～24	335	269	66	1,954	1,621	333
25～29	1,475	1,476	-1	1,740	1,301	439
30～34	2,378	2,355	23	1,117	761	356
35～39	2,758	2,761	-3	758	533	225
40～44	2,959	2,879	80	606	474	132
45～49	3,665	3,811	-146	732	562	170
50～54	4,608	4,674	-66	925	757	168
55～59	4,008	4,250	-242	803	666	137
60～64	3,563	3,705	-142	753	668	85
65～69	3,145	3,226	-81	824	832	-8
70～74	2,408	2,420	-12	815	824	-9
75～79	1,405	1,405	0	691	702	-11
80歳以上	1,145	1,133	12	703	785	-82

注：国勢調査は、外国人世帯を含む。

(2) 無回答データの補正

「無回答バイアス」の影響を補正するために、以下の手法を検証した。

①都道府県別・世帯人員別に補正を行う方法

「地区別・世帯人員別 調査不能世帯数」を利用し、世帯人員別に補正（ウエイト調整）を行った。平成13年調査結果における大阪府のデータと、平成12年国勢調査人口を比較すると、若年層の推計値が国勢調査人口よりも少ないという傾向はこの補正によってはあまり改善されていない。（図1参照）

これは、回答率が低い若年層の単独世帯を補正するのと同じ割合で、回答率が高いと思われる高齢者単独世帯までもが補正されてしまっているのが原因であると考えられる。

②都道府県別・世帯人員別・年齢別に補正を行う方法

①で見られた問題点を補うため、世帯人員別ではなく、「65歳未満の単独世帯」、「65歳以上の単独世帯」、「2人以上世帯」の3区分に世帯を分けて、都道府県別にその区分で補正（ウエイト調整）を行った。

補正の割合は、平成12年国民生活基礎調査及び平成12年国勢調査の結果を用いて算出した。

平成14年のデータを用いてこの手法を検証すると、「単独世帯」の推計値は改善されるが、「高齢者世帯」などはあまり変化しないものとなっていることから、年齢構成も改善されているということが推測される。（表1参照）

無回答世帯に関する年齢の情報として、平成12年調査からの推計結果を経年変化などを考慮せずそのまま用いているため、その妥当性についてはさらなる検討が必要であり、現在の推計方法を用いることが適当

図1 平成13年国民生活基礎調査と平成12年国勢調査人口との年齢階級別世帯人員数の構成割合比較

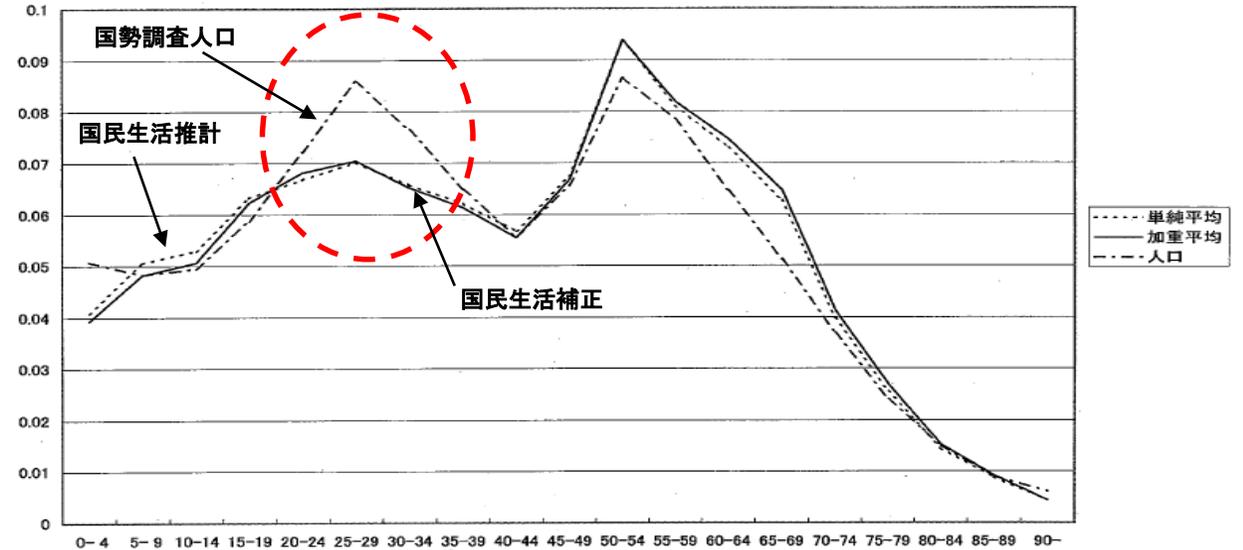


表1 平成14年国民生活基礎調査 推計式の検討
(国勢調査より算出した比率のみを用いたもの)

(単位: 千世帯)

世帯構造	修正前	修正後
住み込み・寄宿舍等の単独世帯	1,044	1,398
その他の単独世帯	9,556	12,144
夫婦のみの世帯	9,887	9,707
夫婦と未婚の子のみの世帯	14,954	14,710
ひとり親と未婚の子のみの世帯	2,841	2,803
三世帯世帯	4,603	4,405
その他の世帯	2,919	2,825
総数	46,004	47,992

(単位: 千世帯)

世帯類型	修正前	修正後
高齢者世帯	7,181	7,168
母子世帯	670	664
父子世帯	86	85
その他の世帯	38,067	40,075
総数	46,004	47,992

国民生活基礎調査の標本設計・推計手法等に関する研究会報告書（平成19年度）

● 2人以上世帯と単独世帯に別の乗数を用いる推計方法

世帯名簿では、無回答世帯についても単独世帯の場合は年齢階級（40歳未満、40～64歳、65歳以上）を把握しているため、無回答世帯の補正を「40歳未満の単独世帯」、「40歳以上65歳未満の単独世帯」、「65歳以上の単独世帯」、「2人以上の世帯」の4区分で、平成17年のデータを用いて推計を行った。

平成17年の補正結果は、単独世帯が1,681万世帯となり、調査結果とは逆に、単独世帯が国勢調査より16%多くなってしまった。

世帯名簿では、調査拒否や不在などの調査不能世帯については、その世帯情報が必ずしも正しいものが得られていない可能性がある。調査不能世帯については、世帯情報の把握に限界があり、少なくとも1人は世帯員がいるので単独世帯と決めつけているケースがあるのではないかと考えられる。したがって、このような世帯名簿を使って世帯数を推計する場合、単独世帯の割合が高くなってしまふのである。

平成17年国民生活基礎調査結果（A）と平成17年国民生活基礎調査結果補正後（B）の比較

（単位：世帯）

平成17年調査結果（A）		平成17年調査結果補正後（B）		B - A	
単独世帯	2人以上世帯	単独世帯	2人以上世帯	単独世帯	2人以上世帯
11,580,000	35,463,000	16,809,159	33,843,945	5,229,159	-1,619,055
				45.2%	-4.6%

平成17年国勢調査結果（C）と平成17年国民生活基礎調査結果補正後（B）の比較

（単位：世帯）

平成17年国勢調査結果（C）		平成17年調査結果補正後（B）		B - C	
単独世帯	2人以上世帯	単独世帯	2人以上世帯	単独世帯	2人以上世帯
14,457,083	34,605,447	16,809,159	33,843,945	2,352,076	-761,502
				16.3%	-2.2%

国民生活基礎調査における推計方法の見直しに関する検討結果

国民生活基礎調査における推計方法の見直しについては、これまでいくつかの方法について検討してきたところであるが、それぞれの方法について以下のとおりの問題点があり、これまでの本調査結果の時系列観察や新たな推計方法を採用する妥当性の観点から現行の方法を変えるまでの結論には至らなかった。

推計方法、補正方法	問題点																
①性・年齢階級別推計日本人人口による推計方法 ＜平成15年度＞	単独若年層の乖離は解消されない。世帯員により異なるウエイトを持つため、世帯数の集計を行う際のウエイトをどうするかが問題。また、夫・妻の組合せなどのクロス表を作成できない。																
②都道府県別・世帯人員別に補正を行う方法 ＜平成15年度＞	回答率の低い若年単独世帯と回答率が高い高齢単独世帯が同じ割合で補正されるため、若年層の推計値が国勢調査人口よりも少ないという傾向はあまり改善されない。																
③都道府県別・世帯人員別・年齢別に補正を行う方法 ＜平成15年度＞	単独世帯の推計値は改善されたが、無回答世帯に関する年齢の情報は、過去の同一年に実施された国勢調査及び本調査結果を経年変化など考慮せずそのまま用いるため、その妥当性について問題がある。																
④2人以上世帯と単独世帯に別の乗数を用いる方法 ＜平成19年度＞	単独世帯が国勢調査より多くなってしまう。世帯名簿では、無回答世帯の情報（年齢階級など）が正しく把握できない。																
⑤世帯票の調査区別有効回答世帯数を用いる方法（試算1） ＜平成22、29年度＞	<p>総論： ・いずれの試算においても補正しきれない。 ・現行の推計と比べ、各試算とも所得が低い結果となり、全消との乖離も拡大してしまう。</p> <p>世帯構造別の世帯数と世帯人員の補正については、試算2に比べ、国勢調査との乖離が大きい。</p>																
⑥国勢調査の結果を利用する方法（世帯構造×世帯主年齢階級別世帯分布）（試算2） ＜平成22、29年度＞	<p>国勢調査が5年に1度であるからこの間の年をどのように推計するかという問題がある。（別紙参照）また、現行に比べ、特に所得の低下が大きい。</p>																
⑦所得票の有効回答世帯数の割合を用いる方法（世帯構造×世帯主年齢階級別世帯分布）（試算3） ＜平成22、29年度＞	<p>世帯構造別の世帯数と世帯人員の補正については、試算2に比べ、国勢調査との乖離が大きい。また、現行に比べ、所得の低下が大きい。</p> <table border="1" data-bbox="1014 1110 1663 1268"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">平成22年国民生活基礎調査</th> <th rowspan="2">平成21年全国消費実態調査</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>試算1</th> <th>試算2</th> <th>試算3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得150万円未満の世帯の割合</td> <td>12.2%</td> <td>12.6%</td> <td>13.2%</td> <td>14.6%</td> <td>7.2%</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年国民生活基礎調査				平成21年全国消費実態調査	現行	試算1	試算2	試算3	所得150万円未満の世帯の割合	12.2%	12.6%	13.2%	14.6%	7.2%
	平成22年国民生活基礎調査				平成21年全国消費実態調査												
	現行	試算1	試算2	試算3													
所得150万円未満の世帯の割合	12.2%	12.6%	13.2%	14.6%	7.2%												

推計方法の見直しについては、「国勢調査の結果を利用する方法」の間の4年間をどのように推計するのか等も含め、引き続き検討する。

推計方法等に「国勢調査結果」を使用するに当たっての問題点

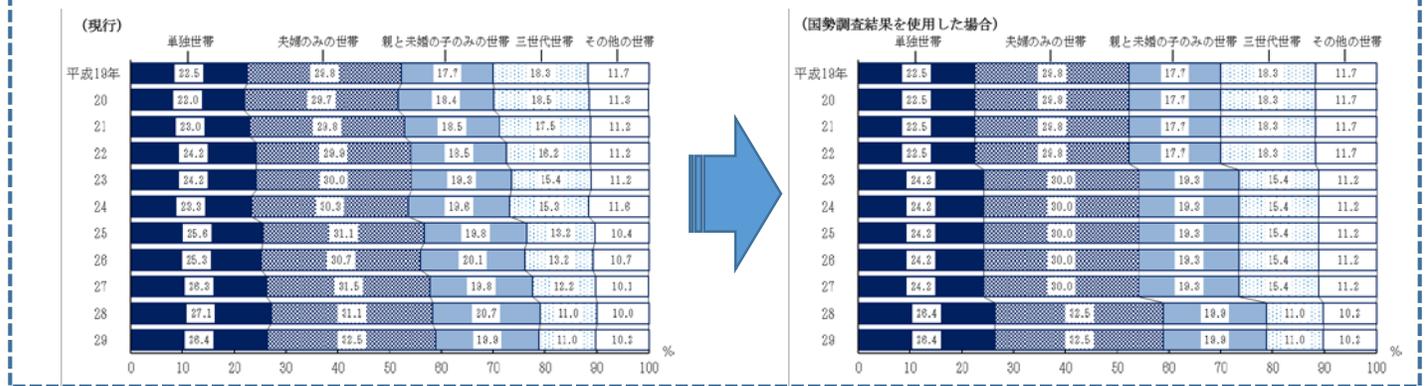
○毎年の世帯構造等の変化がみられない

国勢調査が5年に1度であることから、その間の4年間は国勢調査と同様の層別情報が得られない。仮に、5年間同一の国勢調査結果を使用した場合、世帯構造別の構成割合は、ほぼ同一の結果となり、この間の高齢化、核家族化等の変化が見られなくなることとなる。

	集計作業時期						
	H28.1	H29.1	H30.1	H31.1	H32.1	H33.1	H34.1
国民生活基礎調査結果	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
使用可能な国勢調査結果	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年	平成27年	平成27年	平成32年

平成28～32年調査結果は、平成27年国勢調査結果を基に推計

例えば、「65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移」については、以下の左の図（現行）から右の図（国勢調査結果を使用した場合）のような結果となる。



○集計作業時に使用できる国勢調査結果は過去のものとなる

国民生活基礎調査では、調査結果の集計作業を概ね実査年の翌年1月に開始している。

一方、国勢調査結果（人口等基本集計：全国編・都道府県編）は実査年の翌年10月に公表している。

そのため、両者が同一年に調査を実施していた場合であっても、国民生活基礎調査の集計作業で使用できる国勢調査結果は、5年前の前回結果となることから、推計に使用するデータとして適当であるとは言いがたい。

	集計作業時期						
	H28.1	H29.1	H30.1	H31.1	H32.1	H33.1	H34.1
国民生活基礎調査結果	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
使用可能な国勢調査結果	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年	平成27年	平成27年	平成32年

平成27年調査結果は、平成22年国勢調査結果を基に推計

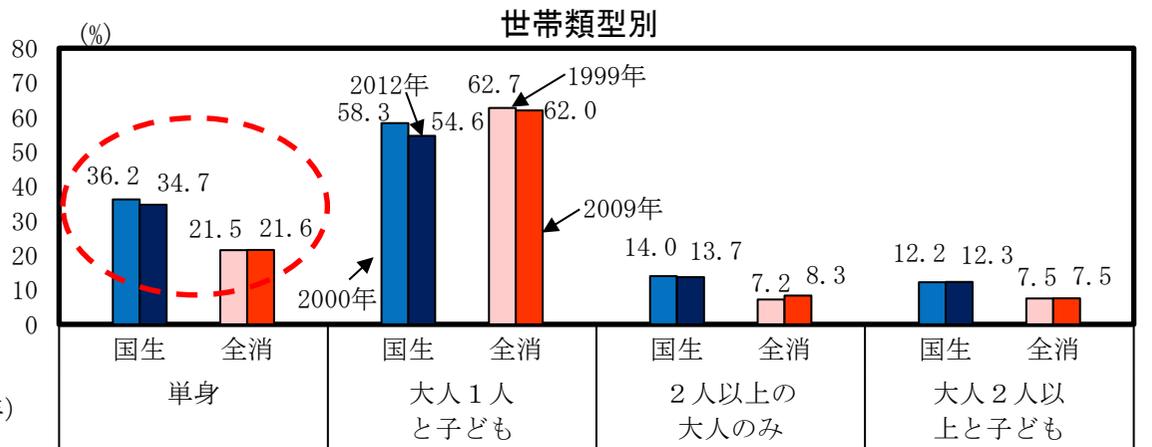
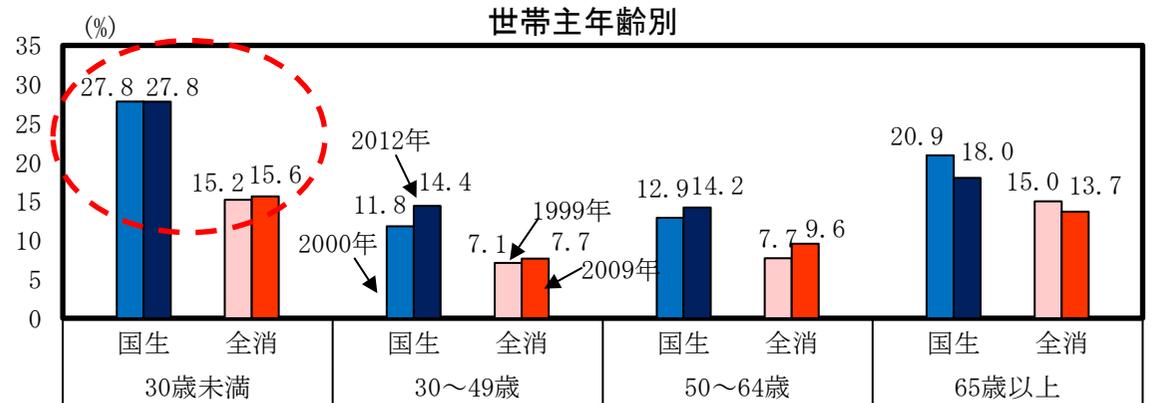
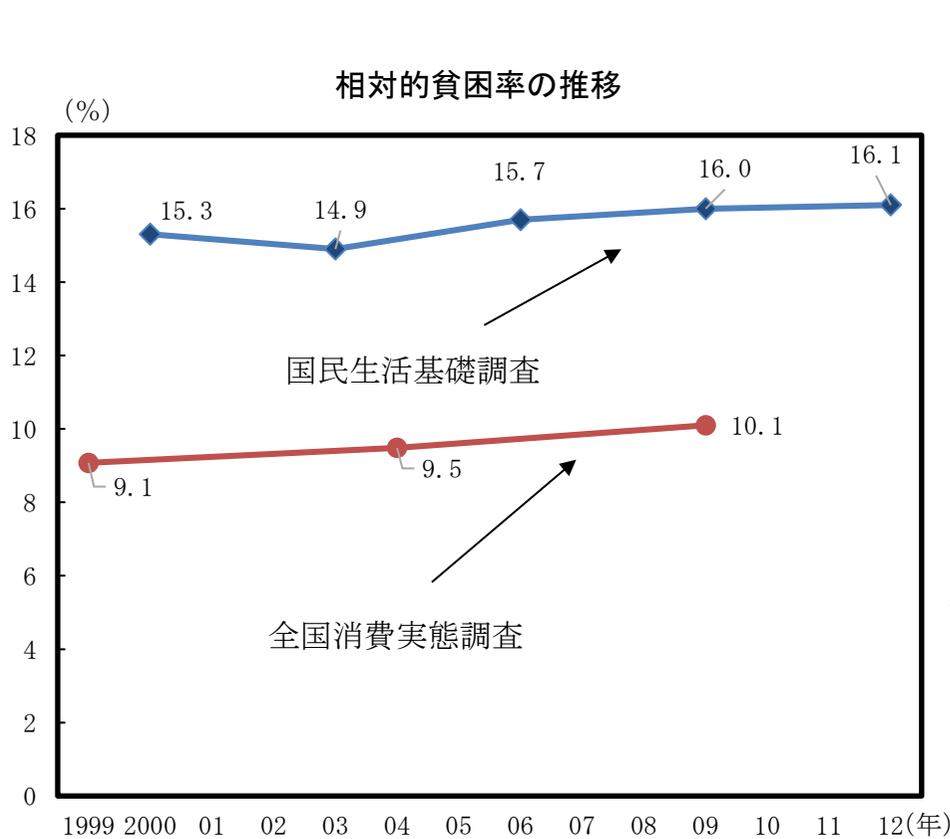
相対的貧困率等に関する調査分析結果について

(概要)

平成27年12月
内閣府・総務省・厚生労働省

1. 相対的貧困率の現状

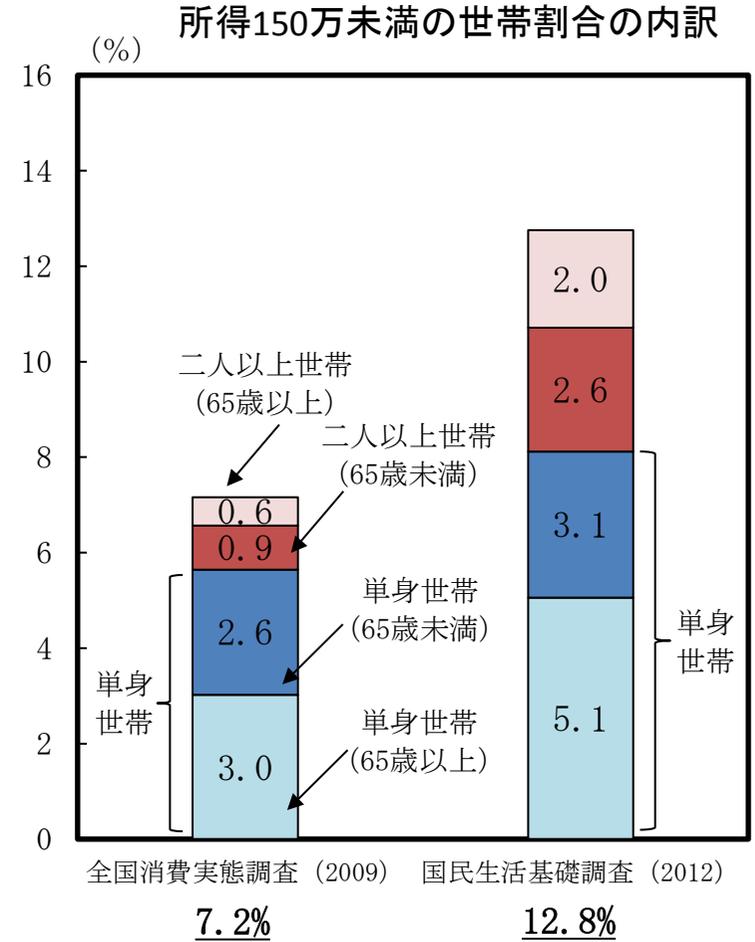
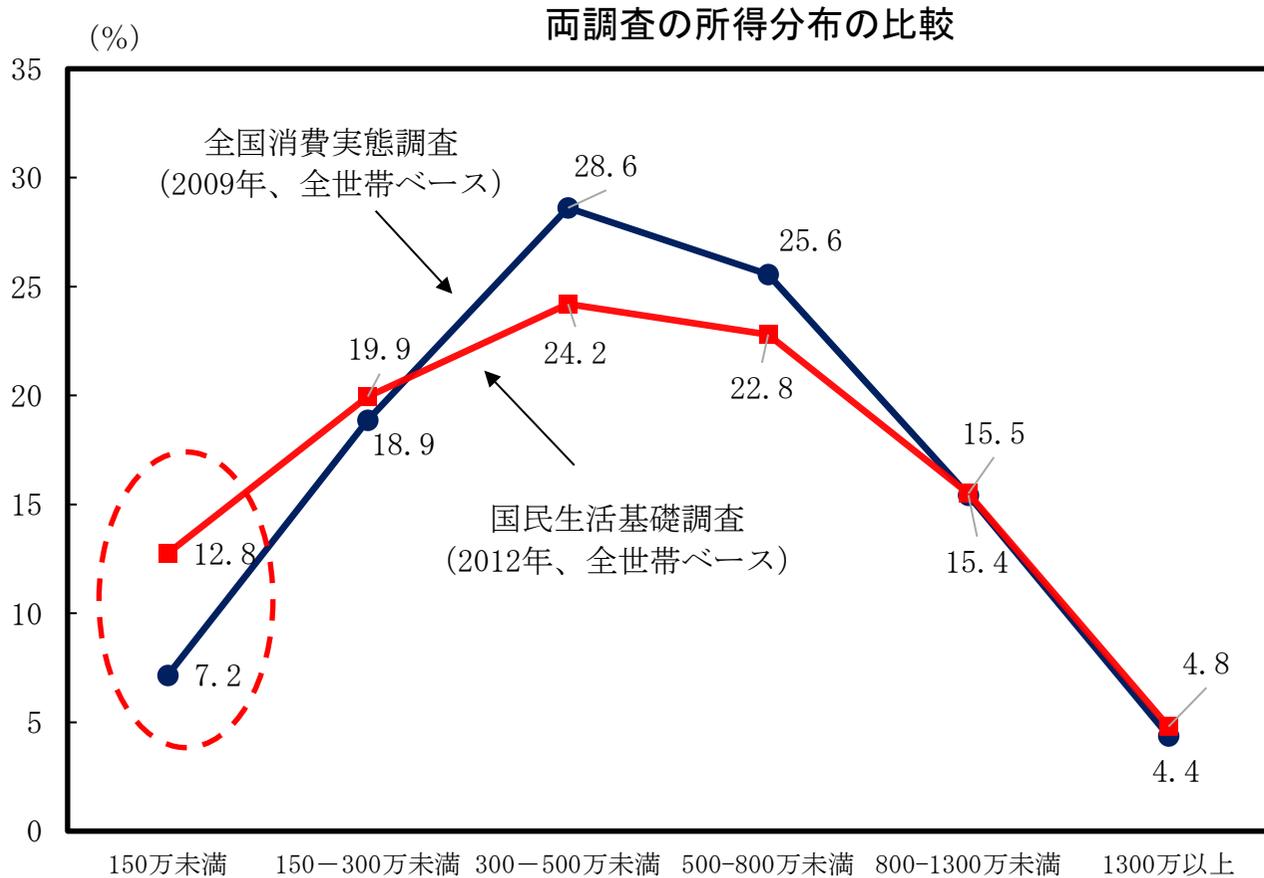
○ほとんどすべての区分で、国民生活基礎調査の相対的貧困率が、全国消費実態調査に比べて高い。
 ○両調査において、相対的貧困率の水準は異なっているものの、変化の方向については同じであり、過去10年でみると、相対的貧困率が、①高齢世帯(65歳以上)、②一人親世帯、③単身世帯などのシェアの増加等を背景に緩やかに上昇している。



- (備考) 1. 相対的貧困率とは、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得(※)の中央値の半分の額をいう。
 (※)等価可処分所得とは、世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。
 2. 属性別の相対的貧困率は、世帯人員ベース。全国消費実態調査の貧困線は135万円(2009年)、国民生活基礎調査の貧困線は122万円(2012年)。
 3. 全国消費実態調査の属性別の相対的貧困率は、結果表の数値を加工して算出。国民生活基礎調査の属性別の相対的貧困率は、全国消費実態調査との比較のため、通常厚生労働省が公表している集計とは異なった区分を用いている。
 4. 世帯類型の区分について、18歳未満の子どもに限って「子ども」と定義している。

(参考1) 両調査の所得分布の比較

○有識者より、「両調査における貧困線の水準に大きな違いがない中、150万円未満の所得で生活する65歳未満の2人以上世帯の割合の違いなどが貧困率の差につながっている可能性が考えられる」との指摘があった。



(備考) 1. 両調査の所得分布は、両調査の個票を用いて内閣府が独自に集計したもの。
 2. 両調査の所得は、ともに世帯の年収ベース（年金等を含む）。

(参考2) 世帯属性ごとのサンプルのシェアを合わせた時の相対的貧困率

- 世帯主年齢別、世帯類型別に、それぞれの調査を他方の調査のサンプルのシェアに合わせ、相対的貧困率を算出したところ、大きな変化はなかった。
- このことから、両調査の相対的貧困率の違いは、それぞれの調査の世帯主年齢や世帯類型の構成に起因するのではなく、調査の仕方(回収率、調査系統、補正の有無等)などが影響している可能性が高い。

全国消費実態調査

年	実際の相対的貧困率	他方の調査の世帯属性ごとのサンプルのシェアに合わせた時の相対的貧困率	
		世帯主年齢	世帯類型
1999年	9.1	9.7	8.9
2009年	10.1	10.5	10.0

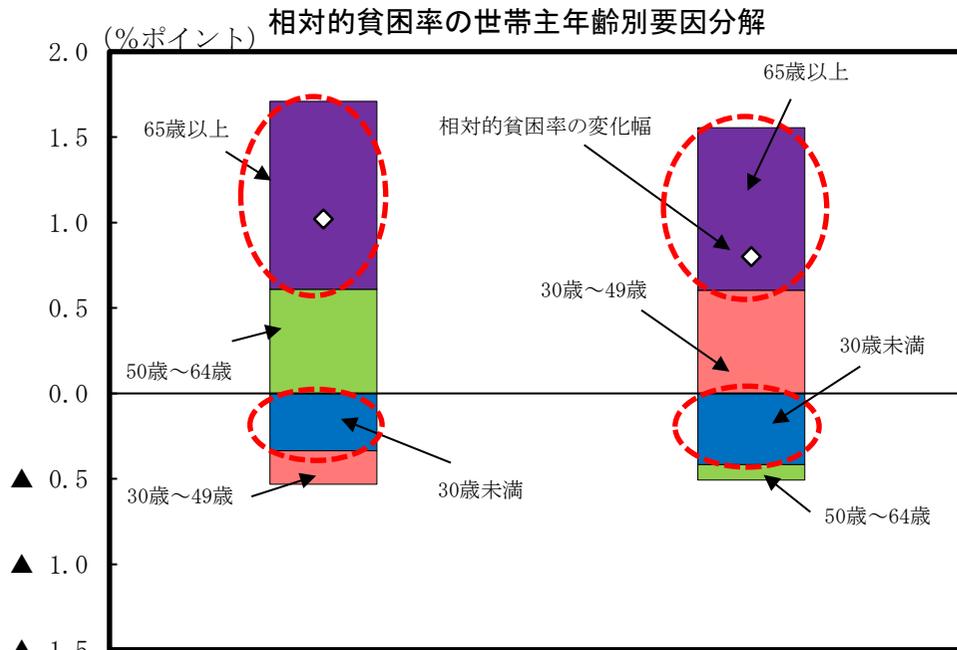
国民生活基礎調査

年	実際の相対的貧困率	他方の調査の世帯属性ごとのサンプルのシェアに合わせた時の相対的貧困率	
		世帯主年齢	世帯類型
2000年	15.3	14.6	15.5
2012年	16.1	15.7	15.9

(備考) それぞれの値は、一定の仮定に基づき算出しているため、幅をもってみる必要がある。

2. 相対的貧困率の上昇要因（約10年間の変化）

- この10年でみると、相対的貧困率の押し上げに大きく寄与したのは、65歳以上の高齢者の増加。
- 世帯類型別にみると、単身世帯、大人1人と子どもの世帯、2人以上の大人のみ在世帯が、相対的貧困率の押し上げに寄与。そのうち、単身世帯については、65歳以上の高齢者が相対的貧困率の押し上げに寄与。



全国消費実態調査

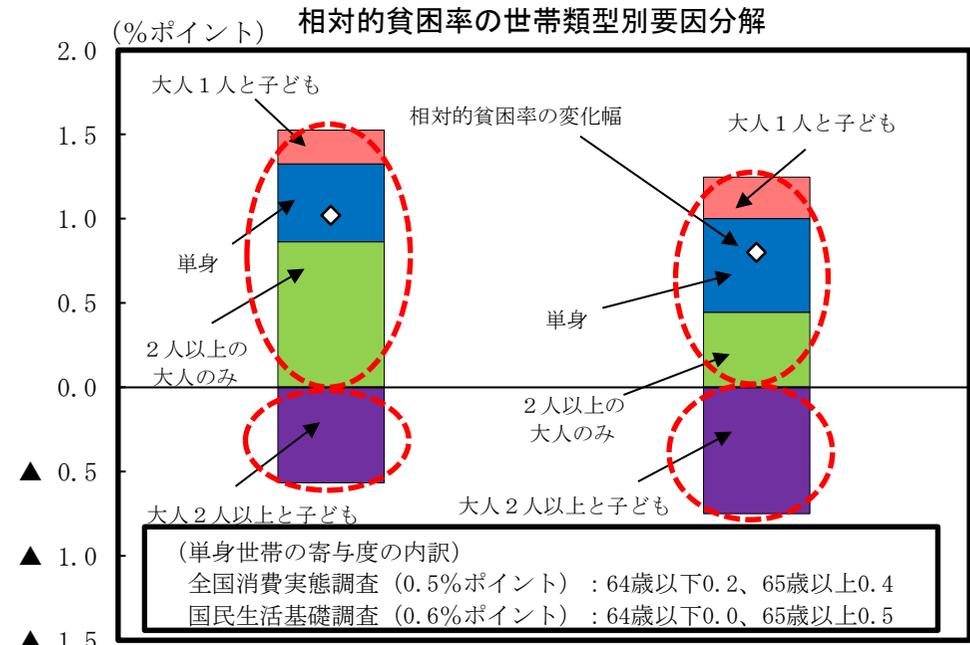
1999年：9.1%
2009年：10.1%
+1.0%ポイント上昇

(65歳以上の高齢者の影響を除いた場合)
1999年：9.1%
2009年：9.0%(試算値)
▲0.1%ポイント低下

国民生活基礎調査

2000年：15.3%
2012年：16.1%
+0.8%ポイント上昇

(65歳以上の高齢者の影響を除いた場合)
1999年：15.3%
2009年：15.1%(試算値)
▲0.2%ポイント低下



全国消費実態調査

(単身世帯の寄与度の内訳)
全国消費実態調査 (0.5%ポイント)：64歳以下0.2、65歳以上0.4
国民生活基礎調査 (0.6%ポイント)：64歳以下0.0、65歳以上0.5

国民生活基礎調査

- (備考)
1. 相対的貧困率の要因分解において用いている属性別の相対的貧困率は、世帯人員ベース。
 2. 全国消費実態調査の属性別の相対的貧困率は、結果表の数値を加工して算出。国民生活基礎調査の属性別の相対的貧困率は、全国消費実態調査との比較のため、通常厚生労働省が公表している集計とは異なった区分を用いている。
 3. 世帯タイプの区分について、18歳未満の子どものみについて「子ども」と定義している。
 4. 交絡項が存在するため、寄与度の合計は相対的貧困率の変化幅と厳密には一致しない。
 5. 2人以上の大人のみ在世帯に含まれる「夫婦のみ在世帯」をみると、両調査ともに「世帯主年齢が65歳以上の夫婦のみ世帯」の全世帯に占めるシェアが増加している。
[全国消費実態調査：13.8% (9.9%)、国民生活基礎調査：15.0% (11.6%) ※()内は10年前]

3. 今後の対応

○両調査の相対的貧困率の違いについては、回収率や調査系統の違いなど統計技術的な点が影響している可能性がある。それぞれの調査の目的や統計的特性等に留意しつつ、相対的貧困率の傾向をみる必要がある。

○全国消費実態調査や国民生活基礎調査は、それぞれ「家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得分布等の基礎資料を得ること」「保健、医療、福祉、年金等の国民生活の基礎的事項を調査すること」との固有の目的をもって行われているものである。このため、両調査を統一して相対的貧困率を一本化することについては、困難な課題が多い。

○格差の問題については、相対的貧困率指標だけでなく、具体的な論点等に応じて、全国消費実態調査と国民生活基礎調査を含む様々な指標を用いて総合的にみていくことが必要。

○引き続き全国消費実態調査と国民生活基礎調査を基に相対的貧困率の傾向をみていく上で、両調査を改善していくため、以下の取組を進める。

- ・全国消費実態調査：年齢階級などによる補正を行うなど、更なる精度向上を図る。
- ・国民生活基礎調査：不在等で調査票を配布・回収できない世帯に郵送回収を実施し、回収率の向上を図る。

(参考3) 有識者の見方

○相対的貧困率に関する調査分析に加え、両調査の相対的貧困率に差が生じる要因や調査の利用方法等について、有識者からヒアリングを行った。

<有識者（五十音順、敬称略）>

宇南山卓（一橋大学准教授）、大竹文雄（大阪大学教授）、小塩隆士（一橋大学教授）、西郷浩（早稲田大学教授）、白波瀬佐和子（東京大学教授）

○ヒアリングの中で、有識者から主に以下の指摘があった。

■両調査における相対的貧困率の評価

○両調査の相対的貧困率については、どちらの水準が正しくてどちらの水準が正しくないとはいえない。調査が異なれば調査方法や調査対象などが異なるため、そうした点を調整することは難しい。両調査で水準は異なるが、変化の方向が同じであることを踏まえ、両調査をもとに貧困率の傾向をみることでよい。

○相対的貧困率の程度を判断する上で、国際比較は1つの方法であるが、その結果の解釈には注意を要する。なぜなら、国によって社会経済的環境や生活水準、人口構造等が異なり、貧困線のもつ意味が異なるからである。

○両調査の結果をもとに統一された加工統計を作成することで、正しい相対的貧困率が導かれるかは不明（両調査には、調査時期、無回答の扱いなどの違いがあるため）。

有識者より指摘された統計技術上の違いと相対的貧困率への影響

○両調査における相対的貧困率の違いについては、①回収率、②調査系統、③対象母集団、④標本の復元・補正方法の違いといった統計技術的な点が影響している可能性が考えられる。

	国民生活基礎調査 (厚生労働省)	全国消費実態調査 (総務省)	相対的貧困率への影響等
①回収率の違い	標本の代替なし。 【2013年調査:回収率72%】	標本の代替を実施(やむをえない理由で調査が実施できなかった場合には、同じ調査単位区から別の世帯を抽出)。 【2009年調査:回収率97%】	・標本の代替が、両調査における相対的貧困率の差を広げるのか、縮めるのかどちらに作用するかは明らかではないが、全国消費実態調査では、標本の代替により、中間所得層が増加する可能性もある。
②調査系統の違い	福祉事務所を通じて、都道府県等が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。	都道府県が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。	国民生活基礎調査では、調査系統に生活保護等の福祉要件を管理する福祉事務所が入ることにより、低所得者にとって、 1)福祉の受給を維持できるような低所得で回答したい、 2)日頃から関わりのある福祉事務所からの調査依頼には協力したい、 というバイアスが発生する可能性がある。全国消費実態調査にはこうした可能性が小さい。
③対象母集団の違い	例えば、単身世帯の学生は調査対象。	単身世帯の学生は調査対象外。	大きな影響があるとは思われない。
④標本の復元(推計)・補正方法の違い	(復元(推計)方法)都道府県・指定都市ごとに国勢調査地区数をベースに拡大乗数を乗じて推計。 (補正方法)標本補正無し。	(復元方法)二人以上の世帯と単身世帯を分けて、それぞれの地域ごとに国勢調査をベースに世帯数を復元。 (補正方法)二人以上の世帯は世帯人員別の世帯分布、単身世帯は男女・年齢階級別の世帯分布について、直近の労働力調査の結果を用いて補正。	全国消費実態調査では、二人以上の世帯と単身世帯を分けて抽出し、それぞれ復元・補正を行った後、1つにまとめるなどプロセスが緻密。

平成 30 年 11 月 8 日
厚生労働省世帯統計室

永瀬委員からの御意見（国民生活基礎調査関係）に対する回答について

1. 日本はこれから高齢者が 3 人に 1 人に向かっていきます。

この大きい人口構造の変化に対して、今の調査票でいいのかという問題意識があります。

高齢者は 1980-90 年代までは三世帯同居が多かったのですが、こうした世帯が大幅に減少、となれば、これからは支援つき民間住宅に暮らす高齢単身や高齢夫婦が増え、そうした世帯の人数、所得、家族以外の訪問者やネットワークがあるのかなどの把握も重要になります。

高齢者サービスつき住宅、有料老人ホームが増えていますが、こうした施設は国民生活基礎調査でどのくらい把握されているのか（アパートと見なされれば把握されるということなのですが、有料老人ホームの 1 階 2 階だけは施設入所に近いような有料老人ホームもありますがこうしたものは把握されるのでしょうか。） 高齢者が増え、その居住形態が大きく変化する中で、生活の把握に向けて、調査票を見直す必要がありもうその時期なのではないか。

高齢者の暮らしの居住形態がかわりつつあるのであれば、それに対応すべきではないか。

対応するとなると、たとえばある有料老人ホームは単位区かもしれませんが、たぶん有料老人ホームごとに入居者の所得水準はかなり似ているかもしれない。そうすると、悉皆という今の方法でいいのかどうかという疑問も出てきます。

2. 今回の会議（統計審査官室注：10 月 12 日（金）開催の第 88 回人口・社会統計部会）で、乗率をどうするかによって、所得などの系列がかなり動くことになる、これについて、理由が明確でなければ慎重になるというのが今日の厚労省の姿勢でした。

3. しかし、高齢社会に向けて調査対象を広げる、といった調査の変更が伴えば、系列が動くとしても、利益は大きい。

高齢者が 3 人に 1 人に向かう社会のための調査票という前向きな変更であれば、意義深いのではないか、こういう方向を考えるべき、というのが意見です。

大きい話ですが、今から高齢者のデータをどう、何をとるかを考える必要があると考えます。

（以 上）

（答）

本調査では世帯側からみて施設に入所されている方の有無や人数、当該世帯の所得の状況や仕送り額、世帯員の健康状況などの情報を把握しています。

本調査は一般世帯を把握するものであり、施設入所者を対象とすることは困難であると考

えています。

なお、有料老人ホームについては老人福祉法に規定された施設となるため、本調査の対象から外れることとなります。また、サービス付き高齢者向け住宅については、食事の提供や入浴等の介護などを行っている場合、有料老人ホームとみなされるため、同様に調査の対象から外れることとなります。